

【減少する税額がある方】

- ※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。
なお、更正の請求や純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求に基づく更正の場合は、提出された請求書において指定した「還付される税金の受取場所」へ還付することになります。